

愛知県立大学看護実践センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第7条第2項の規定に基づき設置される愛知県立大学看護実践センター（以下「実践センター」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 実践センターは、看護職を対象に看護継続教育、研究指導、情報発信等を行うことにより、この地域における看護実践水準の向上を図るとともに、看護を通じた地域連携・地域貢献を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 実践センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 看護職を対象とした教育、研究指導及び情報発信に関すること
- (2) 地域の健康維持・増進のための連携・支援に関すること
- (3) その他実践センター長が適当と認めた業務

(実践センター長)

第4条 実践センターに、実践センター長を置く。

- 2 実践センター長は、看護学部長の命を受け、実践センターの業務を掌理する。
- 3 実践センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で実践センター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実践センター長補佐)

第5条 実践センターに、実践センター長補佐を置くことができる。

- 2 実践センター長補佐は、看護学部から2名以内を、看護学部長が実践センター長と協議の上指名する。
- 3 実践センター長補佐は、実践センター長の命を受け、実践センター長の職務を補佐する。
- 4 実践センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で実践センター長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 第3条に掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、次の委員会を置く。

- (1) 看護職教育・研究支援委員会
 - (2) 地域支援委員会
- 2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 実践センターの事務は、守山キャンパス学務課で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるほか、実践センターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 1 この規程の施行の際現に実践センター長及び実践センター長補佐の職にある者の任期については、従前の例による。
- 2 この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間に実践センター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程の施行により、愛知県立大学看護実践センター認定看護師教育課程に関する規程を廃止する。